○環境省告示第百六十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ロ及びニ並びに第三号ニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月三十日

環境大臣　長浜　博行

第二号の表中(19)を(26)とし、(18)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25) ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液	一

第二号の表中(17)を(23)とし、(13)から(16)までを(19)から(22)までとし、(12)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) テレフタル酸ジブチル	一〇〇
(18) ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）	二五

第二号の表中(11)を(15)とし、(5)から(10)までを(9)から(14)までとし、(4)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液	一〇
(8) オクタメチルシクロテトラシロキサン	一

第二号の表中(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩のほう酸エステル	一

第二号の表中(2)の次に次のように加える。

(3) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	一〇

○防衛省告示第二百六十六号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月三十日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年十二月十三日から平成二十五年二月六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア) 北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ) 北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ) 北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ) 北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月三十日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年十二月十三日から平成二十五年二月六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア) 北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ) 北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ) 北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ) 北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ) 北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ) 北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク) 北緯三一度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ) 北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ) 北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月三十日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年十二月十三日から平成二十五年二月六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア) 北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(イ) 北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(ウ) 北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(エ) 北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

(オ) 北緯二七度三三分〇五秒　東経一二六度三九分〇五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月三十日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年十二月十三日から平成二十五年二月六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア) 北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ) 北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ) 北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ) 北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ) 北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。